議 題 目 次

I 各市提出議題

- 1 糸魚川―静岡構造線断層帯の「活断層基本図(仮称)」の早期作成と 調査研究の促進について (松本市)
- 2 衆議院(小選挙区選出)議員の選挙区の早期見直しについて (長野市)
- 3 電源立地地域対策交付金の交付期間延長について (飯山市・松本市・大町市・伊那市・東御市・佐久市・小諸市・茅野市)
- 4 定住自立圏構想における昼夜間人口比率の弾力的運用について (須坂市)
- 5 小中学校耐震改築事業における仮設校舎のリース契約に対する地方債の 発行について (長野市)
- 6 公費負担による妊婦健診無料化並びに出産育児一時金引き上げに伴う 国の財政措置の継続について (飯山市・松本市・千曲市)
- 7 ふるさと雇用再生特別交付金事業並びに緊急雇用創出事業の要件緩和 について (上田市・伊那市)
- 8 雇用促進住宅の存続について (須坂市)
- 9 市町村別農業統計データの算出及び公表の仕組みづくりについて (飯田市)

I 各市提出議題

件名	1 糸魚川―静岡構造線断層帯の「活断層基本図(仮称)」の早期作成と調査研究の促進について (松本市)
提案要旨	地震発生確率が高く、県内関係市町村において甚大な被害が想定される糸魚川 一静岡構造線断層帯の活断層については、市民の関心も高いことから「活断層基本図(仮称)」の早期作成を文部科学省(地震調査研究推進本部)へ要望する。 また、併せて重点観測等の研究の一層の促進も要望する。
提案理由	活断層については、その地震発生確率はもとより、活断層によるズレの被害についても近年注目されていることから、その正確な位置が市民の関心事となっている。 国においては、平成21年3月に策定した地震調査研究の今後10年間の基本方針(「新たな地震調査研究の推進について」)において、「活断層基本図(仮称)」の作成を位置付けており、市民への説明責任を踏まえると、その早急な作成・公表が望まれる。
現況及び課題等	(現況) 地震調査研究推進本部(文部科学省)における「糸魚川―静岡構造線断層帯重点的調査観測」(H17~H21)の成果として、複数の研究者により新たな活断層の位置が判明している。 その一部には、具体的な位置図が公開された研究もあるが、研究者間で見解が異なるため位置が異なる場合がある。 活断層周辺の住民の関心も高まりつつある中で、市としての説明責任が果たせない現状にある。 (課題) 位置が確定された場合、建築規制の必要性等が課題となることが予想される。
関係法令	

件名

2 衆議院(小選挙区選出)議員の選挙区の早期見直しについて (長野市)

定案要旨

平成の大合併に伴い、平成 21 年 3 月現在全国で 80 を超える市区町が複数の選挙 区に分割されているが、選挙区の分割は、新市住民の一体感を阻害するとともに選 挙の管理上も負担となるため、速やかに見直しを行うよう要望する。

提案理

由

長野市においては、平成17年1月に合併した区域が長野県第2区であり、合併前の長野市が長野県第1区のため選挙区が分割となった。

さらに、平成 22 年 1 月には、新たに長野県第 2 区の上水内郡信州新町及び中条村が合併することとなった。

一般的に、合併に伴い選挙区も同一となると考えている住民が多く、同じ市民でありながら選挙区が異なる状態が続くことに理解を得ることは難しい。

また、衆議院議員総選挙は解散により突然執行される場合が多く、最高裁判所裁判官国民審査も併せて行うため他の選挙と比較して事務の負担が大きく、選挙区分割により、さらに事務が煩雑となる。

以上のことから、選挙区の分割を解消するよう早期見直しを要望する。

衆議院小選挙区の改定については、法改正の手続により見直しが行われるが、実際に区割りを検討するのは衆議院議員選挙区画定審議会(以下「審議会」という。)であり、通常は10年ごとの国勢調査の結果(次回は平成22年)を踏まえて、審議会が改定案を作成し内閣総理大臣に勧告することとされている。

前回改定案作成時(平成 13 年)の審議会の区割り基準は「①人口の均衡を図ること (一票の格差を無くす)②市町村及び郡の区域を分割しないことを原則とする(ただし人口の均衡が図れない場合及び飛び地が生じることを避ける場合には分割する)③選挙区は飛び地にしない④地勢・交通・歴史的沿革・人口動向その他自然的社会的条件を総合的に考慮する」とされている。

現況及び課題な

なお、前回の改定法案を審議した『衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会』は、「市町村合併の進展などにより小選挙区の区域が地域の実情にそぐわない状況になるなど、特別の事情が生じた時は、10年ごとの国勢調査を待たずに改正の勧告を行うこと。また、審議会は都道府県知事・市町村長から意見を聴く等地域の実情を反映した勧告となるよう努めること」の附帯決議を採択している。

平成 18 年 2 月に開催された審議会において、平成 17 年に実施された国勢調査に伴う選挙区の見直しについて審議されたが、各選挙区の状況、市町村合併の進展状況を総合的に判断した結果、選挙区の改正案の勧告を行う必要があるほどの「各選挙区の人口の著しい不均衡その他特別の事情」が生じているとは認められないことから、衆議院議員選挙区画定審議会設置法第 4 条第 2 項の規定に基づく勧告は行わないとの結論に達し、見送られた。地域の実情を考慮しない数合わせに、市民の不満がつのっている。

関係法令

公職選挙法第13条・同法別表第一

衆議院議員選挙区画定審議会法 ほか

	,
件名	3 電源立地地域対策交付金の交付期間延長について (飯山市・松本市・大町市・伊那市・東御市・佐久市・小諸市・茅野市)
提案要旨	電源立地地域対策交付金は、水力発電施設を有する県内の48市町村に交付されているが、2010(平成22)年には、6市において、交付期限の30年を迎え、交付金が終了することとなる。 県内の発電施設が設置される電源立地地域は、過疎化・高齢化が進行する中山間地域に位置している例が多く、当交付金は地域の活性化施策のための貴重な財源として有効に機能してきたところである。 当交付金の目的である発電用施設の設置に係る地域住民の更なる理解促進のため、今後も当交付金が継続して交付されることが望ましいと考えられることから、交付期間を延長するよう強く国に要望する。
提案理由	電源立地地域対策交付金の交付期間は、交付から最長30年間となっている。 当交付金の制度創設が昭和56年度であったことから、同年度から交付を受けて いる発電所に係る交付金は、平成22年度をもって交付終了となる。 当交付金は、発電用施設の周辺地域における公共用施設の整備等を促進し、地 域住民の福祉の向上を図り、発電用施設の設置及び運転の円滑化に資することを 目的としている。 施設周辺地域では、当交付金による地域活性化事業により生活の利便性向上に 努めてきたものの、過疎化・高齢化が進む中、引き続き地域活性化対策を講ずる ことにより、地域住民の理解が更に促進され、発電施設の円滑な運転に資するこ とが期待される。 よって、当交付金の交付期間の延長を、国に対し要望する。
現況及び課題等	ダムや発電関係市町村は、概ね山間地域にあり、これまで多くの犠牲を払いながら国民の生活や経済の発展に欠かすことのできない水や電力の供給という重要かつ公益的な役割を担ってきた。こうした地域の市町村の多くは、過疎化・少子高齢化等の進行、財政基盤の脆弱化、ダムの存在等に伴う河川環境の悪化など多くの問題を抱えている。 これらの課題に対応するため、今後も交付金等による財源措置が不可欠である。
関係法令	発電用施設周辺地域整備法 電源立地地域対策交付金交付規則

(参考) 電源立地交付金交付市 (13 市) 伊那市、大町市、飯山市、佐久市、東御市、長野市、松本市、飯田市、小諸市、駒ヶ根市、茅野市、安曇野市、上田市

件 名	4 定住自立圏構想における昼夜間人口比率の弾力的運用について (須坂市)
提案要旨	多様性のある国土と生活の構築、そして、地方の中小都市における地域力を高 めるため、定住自立圏構想の中心市(周辺地域に都市機能が及んでいる市)の要件
	めるため、足圧自立圏構造の下心中に同じ地域に都市機能が及んでいる市が安下 である昼夜間人口比率を弾力的に運用し、対象となる圏域を拡大するよう要望す
山田	る。
	広域行政圏施策が平成 21 年 3 月 31 日をもって廃止となり、これに代わる新た
	な地域活性化に向けた取り組みとして、総務省は、昨年7月中心市と周辺市町村
	が1対1で締結する協定に基づき役割分担し、相互に連携する「定住自立圏構想」
	を推進している。
	この定住自立圏構想の中心市(周辺地域に都市機能が及んでいる市)の要件が、
	①原則人口5万人以上(少なくとも4万人超)、②昼夜間人口比率1以上とされ
	ている。
	しかし、昼夜間人口比率1未満であっても一定の圏域を形成し、地域の特色を
提 案	活かした生活に密着した有益な取り組みや地域の課題解決へ結びつく方策など
案 理	を対等・協力の関係にたって自主的な協議により、迅速、柔軟かつ的確に実現す ることが期待できる圏域は、県内はもとより、全国にも多数あると思われる。
由	ることが場合できる圏域は、原内はもとより、主国にも多数のると芯われる。 よって、一定の人口規模を有する基礎自治体については、社会実態、暮らしな
	ど地域を取り巻く実情をふまえ、地方の中小都市の機能強化等による生活サービ
	スの維持及び地方の文化や伝統など地域の誇りを大切に魅力あふれる地域の形
	成(多様性のある国土と生活の構築)を進め、また、定住自立圏構想の目指す「地
	域経済の活性化及び安定した社会空間を創る」ためにも指標を一律とせず昼夜間
	人口比率の弾力的な運用が必要である。
	※運用に当たっての他の指標
	高次都市との距離、大規模商業施設の面積、医療機関のベッド数、高校・大
	学等の数など
現況及び	既に(H. 20.7.4)、定住自立圏構想の先行実施団体を募集し、応募のあった市町
	村と意見交換を行い22の圏域を決定した。(県内では、飯田市)
	県内で中心市の要件を満たす市・・・長野市、松本市、上田市、岡谷市、飯田
び 課	市、諏訪市、伊那市、中野市、佐久市の9市である。※全国は243市が該当 大北や須高等地形的条件などから一体性のある地域として、これまで連携や協
課題等	力をしてきた地域の中心的な市の役割などを考慮した要件に見直しの必要があ
寸	77をしてさた地域の中心的な用の位置などを与慮した安併に死直しの必 <i>安所の</i> る。
関係法令	定住自立圏構想推進要綱(平成21年4月1日施行 ※だだし、先行実施団体は、
 	平成21年1月1日から取組むことができる。)

件名	5 小中学校耐震改築事業における仮設校舎のリース契約に対する 地方債の発行について (長野市)
提案要旨	小中学校耐震改築事業において、地方自治体の財政負担を軽減し、事業を促進 するため、仮設校舎のリースを起債対象とするよう制度の拡充を図られたい。
提案理由	本市では、小中学校校舎等の耐震化について、文部科学省の「安全・安心な学校づくり交付金事業」による支援を活用しながら事業の推進を図っているが、多大な財政負担が生じることから、平成31年までの間に計画的に整備することとしており、このうち相当程度は、耐震補強工事ではなく、改築工事が必要となる見込みである。校舎を改築する際には、ほとんどの場合仮設校舎が必要となるため、本市においては、工事請負契約に比して安価なリース契約により仮設校舎を確保している。しかし、・「安全・安心な学校づくり交付金事業」における起債対象事業費は、交付金の対象事業費とされているにもかかわらず、実際に交付金の対象事業となった場合でも、本体工事と同一契約であり、本体工事と一体と認められる場合以外は、起債対象と認められていない。・工事契約としての仮設校舎建設は、起債対象と認められており、しかも元利償還に交付税措置がある。・仮設校舎のリースについては、バランスシートにおける取得価額として固定資産(改築校舎本体)の価格形成に含まれるものであって、本工事に伴って直接必要な経費であり、公共施設の建設事業の一部と考えられる。
現況及び課題等	・裾花小学校改築事業 仮設校舎リース契約額 51,975 千円 ・城東小学校改築事業 仮設校舎リース契約額 197,925 千円 耐震性が確保されていない小中学校校舎等:137 棟(平成20年12月26日現在) うち改築が決定している校舎7棟(H21当初予算で、設計・建設費用を計上)
関係法令	地方債同意等基準運用要綱

件名

6 公費負担による妊婦健診無料化並びに出産育児一時金引き上げ に伴う国の財政措置の継続について (飯山市・松本市・千曲市)

提案要旨

少子化対策の一環として、出産・子育て支援の拡充に向け国が創設した公費負担による妊婦健診の助成並びに出産育児一時金の引き上げにかかる国の財政措置については、平成 22 年度までの暫定措置となっているが、期限終了後も市町村に財政負担を押し付けることなく、国において、制度の継続に必要な財源を確実に措置するよう強く要望する。

提案理由

国の生活安全対策として、平成20年度2次補正予算及び21年度当初予算に 組み入れられた「妊婦健診の公費負担の拡充(現行5回から14回)」及び「出 産育児一時金の引上げ」については、国の施策目的のように「緊急対応」で、期 限終了後に廃止することは困難な施策であり、平成23年4月以降も継続が必要 な施策である。

少子化対策として、実効性のある施策とするためには、当該制度終了後の市町 村の制度継続に必要な財政措置について、国の責任において制度化するよう強く 要望する。

現況及び課題等

国では、公費負担による妊婦健診の助成について、現行の地方財政措置による 5回から、国(国庫補助)と市町村(地方財政措置)で1/2ずつ負担することにより9回増やし14回とし、そのための財源について、平成21年2月から平成23年3月までの予算を、平成20年度の第2次補正予算に計上した。

また、現状38万円の出産育児一時金を4万円(1/2の2万円を国庫補助、 残り1/2の2/3を地方財政措置、1/3を保険料徴収)引き上げて42万円 とし、21年10月~23年3月までの間の予算について、21年度予算に計上 したが、厚生労働省では、「今回はあくまで緊急対応」であり、「将来の財源など を議論する時間が無かった」とし、今後の状況は未定としているところである。

平成23年度以降の財源措置が全額市町村負担となると膨大な費用が必要であり、早期に国において責任を持った財源措置を制度化されたい。

関係法会

- ·母子保健法第13条
- ·健康保険法第101条、健康保険法施行令第36条

件名	7 ふるさと雇用再生特別交付金事業並びに緊急雇用創出事業の要
	件緩和について(上田市・伊那市)
提案要旨	平成20年度補正予算で措置された「ふるさと雇用再生特別事業」及び「緊急
	雇用創出事業」については、地域の実態に即した柔軟な雇用対策の執行が可能と
	なるよう、事業の実施要件の緩和または弾力的な運用等の改善、制度の拡充を図
	るよう要望する。
	また、失業者等に対し、適切な雇用情報を提供することにより、地域の雇用維
	持・拡大が実現できるよう、国・県と市町村が連携し、雇用情報の共有化、相談
	体制の拡充など、支援制度の充実を進めるよう要望する。
	現下の厳しい雇用情勢を踏まえ、国において緊急雇用対策として打ち出された「ふる
	さと雇用再生特別事業」及び「緊急雇用創出事業」については、民間企業等への委託方
	式による1年以上の雇用期間や、6か月未満の更新ができない短期の臨時雇用など、失
提	業者の実態からかい離した事業要件が定められており、使いにくい制度設計となってい
案理	る。
由	経済・雇用状況が一段と深刻さを増し、有効求人倍率は0.5を割り込んでいる状況
	においては、現在の限定された事業要件を緩和し、既存の事務事業の拡大についても補
	助対象としたり、雇用期間の柔軟な取り扱いを認めるなど、事業要件を緩和し、早期に
	対策を進めることが重要である。
	本事業は、失業者の雇用創出を行うことが主眼に、「ふるさと雇用再生特別交付金事業」
	は1年以上の安定的・継続的な雇用を、「緊急雇用創出事業」は6か月未満の臨時的・一
	時的なつなぎ就業を目的としている。また、両事業とも市町村が実施主体でなければな
	らないなど、事業要件が地域の雇用実態からかい離した状況にある。
現	雇用創出を優先するのであれば、新規事業への限定は行わず、既存事業の拡大やワー
淣	クシェアリング等も対象とすることが効果的である。また、離職を余儀なくされた者は、
及 び	長期の継続した雇用を求めており、6か月未満の短期雇用への需要は少なく、実効ある
課	雇用対策となっていない。そのため、次の事業要件について見直しを要望する。
題等	対象となる事業内容の拡充、労働者雇用期間の原則規定の弾力化、
 	シルバー人材センターを含めた事業対象者の拡充、
	新規雇用に限らない労働者の雇用維持に向けた事業の追加、
	契約方法の簡略化、雇用対策のための補助事業の要件追加、
	事務手続きの簡素化、地域の失業等状況にあった事業費の配分見直し、
	既存事業の振替、直営事業の切り替えによる事業の追加
関	ふるさと雇用再生特別事業補助金交付要綱
係	ふるさと雇用再生特別事業実施要領
係法令	緊急雇用創出事業補助金交付要綱
	緊急雇用創出事業実施要領

	,
件	8 雇用促進住宅の存続について
名	(須坂市)
提案要旨	雇用促進住宅の役割がますます重要になっている社会情勢を勘案し、下記事項について要望する。 1 閣議決定の見直しを行い、雇用促進住宅を存続させること。 2 存続しない場合は、次の事項について要望する。 (1) 雇用促進住宅の廃止期限を大幅延長すること。 (2) 入居者への対応は国が責任をもって入居者の理解を得て実施すること。
提案理由	雇用促進住宅は、平成19年6月の閣議決定により、遅くとも平成33年(2021年)までに全てを廃止することになっており、また、平成23年(2011年)度までに「全住宅数の2分の1程度に前倒しして廃止決定する。」ことが閣議決定されている。これを受け、設置市町村に対し、平成20年度末までに譲渡希望の回答がない限り、また、民間への売却が不調となった場合は、閣議決定に基づき、当該住宅を「廃止する」方針が示されており、長野県内においては、35か所ある雇用促進住宅のうち、現在16か所が前倒しして廃止又は廃止予定となっている。この16か所の雇用促進住宅は、昭和40年代から昭和50年代前半の建築物が大部分であり、老朽化していることから、今後、多額の維持費が予想されること、また、近い将来、多額の取壊費用が必要になることなどから、購入を希望する市町村がないのが実情である。現在、世界的な金融危機の影響等により、雇用情勢は一段と厳しさが増しており、派遣労働者、期間工等の非正規労働者を中心に大量の離職者が発生している。社員寮や社宅等に入居していた労働者は、解雇等により職とともに住居までも失う状況に陥っており、昨年12月から廃止決定されていない雇用促進住宅に、さらに本年1月からは廃止決定された雇用促進住宅へも入居ができるよう措置がなされたところである。また、現入居者からは、「母子世帯、高齢者世帯等のことも考えてほしい。移りたくてもこれ以上家賃の高いところへは移れない。」といった声が数多く上がっている。雇用促進住宅の廃止は、国の施策変更に伴うものであることから、国の責務として、適切な住宅施策や入居者対応を行うべきである。
現況及び課題等	平成21年2月25日の衆議院予算委員会において、舛添厚生労働大臣が「2021年までの廃止計画を決めた閣議決定の見直しを含めすべて検討する。」と答弁しており、厚生労働省では中期目標の2011年度までという廃止時期の規定の削除が検討されている。
関係法令	

件名	9 市町村別農業統計データの算出及び公表の仕組みづくりに ついて (飯田市)
提案要旨	国が市町村別の農業統計データの公表を 19 年度分から廃止したことで、各市町村段階でのデータ把握ができなくなっている状況を受け、長野県が算出・公表していくシステムを構築されるよう要望する。
提案理由	従来、国が行っていた市町村別の農業統計データの公表が廃止されたため、市町村では数値把握できない状態となっており、計画行政の推進や住民への情報提供等に大きな支障を来している。 客観性が求められる農業統計データは、各市町村が異なる方法で算出するのではなく、全県的な統一基準によって、かつ国が継続公表している全県データとの整合性をとって算出すべきと考える。 長野県が主体となって、農林水産省の県的機関、また県下市町村と連携して算出・公表する統一システムを早急に構築することを要望する。
現況及び課題等	農林水産省が所管し全国一律の調査を実施し、農業産出額、農作物別生産面積及び生産量、家畜飼養頭数等の市町村別データを毎年公表してきたが、国の行政改革により19年度分からは県単位かつ国が制度運用上必要なデータに限り公表する形に変更されたため、市町村別データが一切公表されなくなった。市町村における農業振興政策の企画推進においては、従来、国の統計値を基に目標値設定、施策の進捗度把握、類似市町村との比較検討等を行ってきたが、現在は客観的な数値がとらえられなくなっている。食料自給率も品目別の生産量等が算出基礎となるため把握できなくなっている。 市町村別データの算出においては、国が継続公表している全県データとの整合性に考慮する必要があり、国の県的機関と連携して算出する仕組みづくりは県がリードしてもらわないことには進まない。
関係法令	